

平成二十五年十一月七日提出
質問第六〇号

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識
に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識

に関する再質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に関し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」（以下、「委員会」という。）を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

- ① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約
- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約
- ③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書（以下、「報告書」という。）を公表した。

「報告書」には、④に関し、以下の記述がなされている。

第五章 沖縄返還と原状回復補償費の肩代わり

- (1) 米国側は、愛知大臣の書簡を求めるが、愛知大臣は、これを見合わせた。
- (2) 東京では、交渉当事者間で大臣書簡案に代わるオプションとして、吉野とスナイダーによるイニシャルを前提とした「議論の要約」を作成することで合意し、愛知の帰国前日の十二日に吉野とスナイダーがイニシャルしたものと考えられる。
- (3) 米側資料によれば、六月十二日の最終協議において、「署名による書簡」とするか、あるいは「交渉経緯（記録）」とするかが議論となり、井川、吉野両局長ら日本側の交渉当事者は二分されたという。吉野は交渉経緯の全体に言及することを避けるため、両者を混ぜ合わせた「議論の要約」を作成し、米側の要望に応えることを提案したようである。
- (4) 日本側の不公表書簡案（大臣書簡案）にせよ「議論の要約」にせよ、それ自体は、両国政府を拘束するような内容ではなく、両政府間の秘密の合意や了解を意味する「密約」にあたるわけではない。（「狭義の密約」ではない。）
- (5) 原状回復補償費の肩代わり合意と三億二〇〇〇万ドルへの積み増し了解は、非公表扱いとされ、

明確に文書化されているわけでもなく、返還協定や関連取り決めにも明記されていないものであるが、両国政府の財政処理を制約するものとなる。その点では、これらは序論に定義された「広義の密約」に該当する。

右と「前回答弁書」（内閣衆質一八五第三七号）を踏まえ、再質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前回質問主意書の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているか。

二 「前回答弁書」の内容を起案し、作成した政府内の担当部署の名称並びにその責任者の官職氏名を明らかにされたい。

三 安倍総理並びに岸田大臣は、二の部署によって作成された答弁の内容に目を通し、その内容を把握しているか。

四 前回質問主意書で、④の密約に関する「報告書」に対する安倍晋三内閣の評価を問うたが、「前回答弁書」では、「いわゆる『密約』問題については、この問題により、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、平成二十一年九月から外務省が徹底し

た調査（以下「外務省調査」という。）を行い、その結果を平成二十二年三月に公表したところである。」との答弁がなされている。過去の政権による取組の様子を述べるのではなく、安倍内閣として④の密約に関する「報告書」をどうとらえているのか、その認識を明確に示されたい。

五 前回質問主意書で、安倍内閣としても、④の密約はあったと認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では、「『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』では、四百万ドルの土地の原状回復補償費について『広義の密約』があったとの見解が示されている」としつつ、一方では、「他方で、外務省調査の報告書は、『原状回復補償費四百万ドルを日本側が肩代わりすることを内容とする非公表の文書（「議論の要約」）は発見されず、作成されたかどうかも確認できなかった』としている。」と「委員会」と外務省双方の認識が併記され、「当時の状況については、簡単に判断できるものではなく、∴。」との玉虫色の答弁がなされているだけである。安倍内閣としては、「④の密約はあった」とする「委員会」の認識と、あいまいな認識を示している、当時の岡田克也外務大臣の下で行われた外務省調査結果のどちらが正しいと考えているのか。双方の認識を併記するだけの、「前回答弁書」にあるようなごまかし、すり替えの答弁ではなく、安倍内閣としての認識を明確に示されたい。

六 過去に鈴木宗男元衆議院議員が提出した質問主意書に対する政府答弁書では、④の密約の存在を明確に否定し、小泉純一郎、第一次安倍晋三、福田康夫、麻生太郎各内閣においては、④の密約はなかったとの虚偽の答弁が繰り返されてきた。特に、第一次安倍内閣の時に閣議決定された政府答弁書（例えば内閣衆質一六六第一五号、二三二号、二三三号、二三四号、四二〇号、四六八号、四七二号）では、④の密約に關し「沖繩返還に際する支払に關する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和四十七年条約第二号。以下「沖繩返還協定」という。）についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているとおり、沖繩返還協定がすべてであつて、外務省としては、御指摘の調査等をする必要はないと考えている。」との答弁がなされている。安倍総理として、現時点においても、かつて自身の内閣の下で閣議により決定した右の答弁と同じ認識を有しているか。第二次内閣を率いている現在も、第一次内閣の時と同じく、④の密約はないと断言できるか。「前回答弁書」では、右の問いに対し何の答弁もなされていないところ、再度質問する。

七 六で、同じ認識を有していないのなら、かつて自身の内閣で虚偽の答弁を行ったことにつき、そして自

民党政権が、右のように虚偽の答弁をし、国民に嘘をついていたことに関してどう考えるか明らかにされたい。右の問いに対しても、「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度質問する。

右質問する。